

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令案新旧対照条文

○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 令第五条第一号に掲げる者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における令第六条第一項第一号イ令の合算は、前項に規定する方法により行うほか、同項第一号に掲げる量を合算する方法により行うものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 令第六条第一項第一号イ(2)及び同号ロ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める係数とする。</p> <p>一 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下この号において同じ。）が供給した電気を使用している場合にあつては、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとに特定排出者による他人から供給された</p>	<p>（特定排出者の事業活動に伴うエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定方法等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 令第五条第一号に掲げる者が設置している令第六条第一項第一号イに規定する第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所である場合における同号イの合算は、前項に規定する方法により行うほか、前項第一号に掲げる量を合算する方法により行うものとする。</p> <p>3（略）</p> <p>4 令第六条第一項第一号イ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、○・○○○五五五とする。</p>

電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数

二 前号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前号の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの

三 前二号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、前二号に掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数

5| 環境大臣及び経済産業大臣は、前項第一号の係数を公表するに当たつては、当該係数及びこれを求めるために必要となつた情報を収集し、その内容を確認するものとする。

6| (略)

7| (略)

(削る)

8 (略)

(実測等に基づく係数を用いた算定等)

第十条 特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条まで(第二条第四項を除く。以下この条において同じ。)に定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第二条から第八条までの規定にかかわらず、第二条から第八条までに定める係数に代えて、当該実

5| (略)

6| (略)

7| 令第六条第一項第一号ロ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇〇〇五五とする。

8 (略)

(実測等に基づく係数を用いた算定等)

第十条 特定排出者は、その事業活動に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、第二条から第八条までに定める係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、第二条から第八条までの規定にかかわらず、第二条から第八条までに定める係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十一条の二第二項

測等に基づく係数を用いて、法第二十一条の二第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

(削る)

の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

2 |

環境大臣及び経済産業大臣は、特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定の適正な実施を確保し、自主的な当該二酸化炭素の排出の抑制に資するため、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。）ごとに当該二酸化炭素の排出の程度を示す係数で第二条第四項及び第七項の係数に相当するもの及びこれを求めるために必要となつた情報を収集するとともに、その内容を確認し、当該係数がこれらの規定に定める数値より小さい場合には、当該係数を公表するものとする。